

## 呉市社会福祉協議会川尻安浦訪問介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人呉市社会福祉協議会が開設する呉市社会福祉協議会川尻安浦訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとし、事業所所在地以外に事業の一部を実施する事業所（以下「サテライト事業所」という。）を置く。

#### (1) 主たる事業所

①名称 呉市社会福祉協議会川尻安浦訪問介護事業所

②所在地 呉市安浦町内海北六丁目3番1号

#### (2) サテライト事業所

①名称 呉市社会福祉協議会川尻安浦訪問介護事業所川尻出張所

②所在地 呉市川尻町西二丁目3番33号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

#### (2) サービス提供責任者 3名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護計画の作成等を行うとともに、訪問介護員等に対して技術指導を行い、相談等を受ける。また、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

#### (3) 訪問介護員等 2.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

#### (4) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

#### (1) サービス提供

①営業日 1年間をとおして営業するものとする。

②営業時間 午前6時から午後10時までとする。

(2) サービス受付

①営業日 月曜日～金曜日(12月29日～1月3日を除く)

②営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは原則としてその1割、2割または3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金を徴収する。ただし契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りでない。

| 時 期        | キャンセル料     | 備 考 |
|------------|------------|-----|
| サービス利用日の当日 | 利用負担金の100% |     |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、呉市(音戸町、倉橋町、豊浜町、豊町、情島を除く)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(個人情報の保護)

第 11 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での指定総合事業訪問介護または生活支援訪問介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、正当な理由なくその職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしはならない。また退職後においても同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人呉市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 呉市社会福祉協議会川尻訪問介護事業所運営規程（平成 16 年 4 月 1 日施行）及び呉市社会福祉協議会安浦訪問介護事業所運営規程（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

改正 令和 5 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 10 月 1 日